

社会福祉法人 敬真福祉会  
短期入所サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 敬真福祉会
法人種別	障害者支援施設
事業者の所在地	三重県多気郡多気町相可字風子1863番地1
代表者氏名	理事長 小 田 孝 司
電話番号/FAX番号	0598-38-2402 / 0598-38-1031
認可年月日/認可番号	昭和42年7月4日 厚生省収児第350号 202501

## 2. 事業の目的と運営の方針

施設の種別	知的障害児(者)短期入所 241270001124 平成18年10月1日指定
施設の目的	利用者が可能な限り、その地域における生活が継続できることを念頭に置き、事業者が利用者に対し、短期的な施設利用を提供して、日常生活の援助、日中活動支援等を行うことを目的とする。
施設の名称	風の丘短期入所事業所
施設長名	豊 田 敏 之
施設の所在地	三重県多気郡多気町相可字風子1863番地1
電話番号/FAX番号	0598-38-2402 / 0598-38-1031
施設の運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設が実施する事業は、利用者が置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行う。</li> <li>2. 事業の実施に当たっては、利用者が必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるように努める。</li> <li>3. 地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。</li> <li>4. 在宅者の支援、地域住民又はその活動等の連携及び協力をを行い、地域との交流に努める。</li> </ol>
電子メール	s c @ k e i s h i n - s w . o r . j p
ホームページ	h t t p : w w w . k e i s h i n - s w . o r . j p
開設年月日	平成18年10月 1日
利用定員	4人

◎現在事業所が併設している施設

\*風の丘（障害者支援施設）

三重県2412700011 平成22年8月1日指定

\*ケアホーム、グループホーム設置運営

### 3. 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
窓口受付時間	平日：月～金 9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始12/28～1/5は窓口を閉めています。)
サービス提供時間帯	1泊以上

### 4. 居室の概要

#### (1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	面積	備考
個室（一人部屋）	4	11.00㎡	ダンス・押入・机

#### (2) 居室以外の施設設備の概要

設備の種類	室数(室)	面積 (㎡)	一人当たり面積 (㎡)	備考
食堂	1	117.00	2.66	
作業室	1	33.97	0.75	
作業実習室	1	32.00	0.73	
相談室	1	12.60	0.39	
浴室	2	79.56	1.99	
医務室・静養室	1	24.75	0.56	
娯楽室	1	228.25	5.19	
地域交流スペース	1	115.26	2.63	

#### (3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### (4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

①他の人の迷惑になるような使い方はご遠慮ください。

## 5. 職員の配置状況

職 種	員数(人)	区 分				常勤換算後の 職員 (人)	指定基準
		常 勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者	1		1			1.0	1.0
事務長	1		1			1.0	1.0
サービス管理責任者	1		1			1.0	1.0
生活支援員	33		20		13	25.3	23.5
介助員	1		1			1.0	1.0
医師（嘱託医）	1				1	0.1	0.1
看護師	1		1			1.0	1.0
事務員	1		1			1.0	1.0

\*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

## 〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間
施設長 事務長	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
生活支援員	早番（ 8：00 ～ 17：00 ） 日勤（ 8：30 ～ 17：30 ） 早番（ 7：00 ～ 16：00 ）（ 8：00 ～ 17：00 ） 遅番（12：00 ～ 21：00 ）（13：00 ～ 22：00 ） 夜勤（16：00 ～ 翌日10：00 ）
看護師	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務
事務員	正規の勤務時間（8：30～17：30）常勤で勤務

\* 土日は、上記の勤務とは異なります。

\* 上記以外にも必要に応じて勤務体制を変更する場合があります。

## 6. 苦情等申立先

苦情処理委員会	・ 苦情受付担当者	中世立夫（風の丘副施設長）
	・ 苦情解決責任者	豊田敏之（風の丘施設長）
	・ 第3者委員	竹田 豊（司法書士） 長谷川八千代（法人評議員） 大仲正博（法人監事）

ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話0598-38-2402 担当者不在時は、生活支援員が代行します。</li> <li>・ご利用時間 8:30～17:30(土曜・日曜・祭日・年末年始を除く)</li> <li>・苦情受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。</li> </ul>
三重県の窓口	三重県福祉サービス運営適正化委員会 苦情相談室 電話059-224-8111 FAX059-213-1222 Email;ansin@miewel.or.jp

7. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第7条）

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、下記のとおりです

(1) 障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス（障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス）
---

(1) 障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害者自立支援法に基づく介護給付費等が支給されます。事業者が障害者自立支援法に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人および扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。（短期入所利用者負担額）

<障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービスの概要>

①日常生活支援

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門栄養士が立てる献立により、栄養と利用者の健康状況に配慮したバラエティに豊富な食事を提供します。</li> <li>〈食事時間〉                      朝食 ( 8:00 ～ 9:00 )                      昼食 ( 12:00 ～ 13:00 )                      夕食 ( 17:30 ～ 18:30 )</li> <li>＊原則として、時間内に食堂にて、お摂りいただきますが、万一体調不良がショート中に生じた時には、状態に応じた食事及び居室での食事も考慮させていただきます。</li> <li>また、食事療法をされている方、咀嚼困難な方などに対してもその方に適した食事を提供させていただきます。</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じた適切な排泄援助を行なうとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行ないます。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて、一日おきに入浴を行ないます。</li> <li>・心身の状況によって、入浴することが困難な場合は、清拭となる場合があります。</li> </ul>
着替・整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活のリズムを整え、毎日の着替えを行ないます。</li> <li>・利用者の個性に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します</li> <li>・シーツ交換は、週一回行ないます。</li> </ul>



## ③保健医療サービス

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月一回、健康観察を行い健康チェックをします。</li> <li>・常勤看護師による健康相談、予診、医師指導による処置等健康管理を行います。</li> </ul>
------	--

## ④支援費支給申請の援助

支援費の支給期間終了後、再度支給決定を受けるための申請を行う際に必要な援助をします。

## ⑤預り金管理

預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭管理サービスの対象となるのは、日常的に購入するものの代金等、小口の日常的金銭です。</li> <li>・入出金については、その都度記録を行いません。</li> </ul>
-------	---

## ⑥家族との交流

行事への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人、施設が実施する行事には、ご家族の事情の許す限り、ぜひご参加して下さい。</li> </ul>
--------	---

## ⑦地域との交流

地域住民との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事を通ず地域住民との交流の促進に努めます。</li> </ul>
ボランティア団体との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体の希望により、受入、交流に努めます。</li> </ul>
学校との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の理解を深める学習の主旨に沿って、受入、交流に努めます。</li> </ul>

## (2) 障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス

下記のサービスについては、障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

食材料費	@朝食 430円      @昼食・夕食 480円
光熱水費 (居室にかかるもの)	一日 369円
日用品費・リネン代	一泊 100円
おやつ代	一食 50円

\*以上の費用のうち、食事材料費については、所得に応じて減免があります。

このほか、本人が希望する理美容費や特別な食事に係る費用、また利用者の事情により必要となる嗜好品等、私物のクリーニング代等は、利用者負担となります。

契約終了後なお引続き退所しない場合は、契約中の利用者負担額に加え、支援費相当額を負担していただきます。

### (3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、短期入所終了後にご請求しますので、お支払い下さい。  
(利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第6条第4項参照)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(最終日に利用時の様子を記録してお渡します。)

## 9. 入退所

### (1) 入所

- ①知的障害児(者)短期入所サービスについて支援費支給決定を受けた方で、当施設のご利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当施設のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②ご利用が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は支援費支給期間と同じです。ただし、引続き支給決定を受け、利用者からの契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとなります。
- ③入所に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

### (2) 退所

- ①利用者が当施設に対し1ヵ月間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ②当施設が正統な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを3ヵ月以上遅延し、利用金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退所していただくことがあります。この場合、契約の解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④止むを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退所していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

### (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が他の知的障害者更生施設等に入所した場合
- ②知的障害児(者)短期入所の支給決定期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③利用者が亡くなった場合

### (4) 利用の中止、変更

- ①利用者は、利用期間前において、短期入所サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、サービス実施日の前日の受付時間内までに事業者へ申し出るものとします。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスを提供することができない場合、他の利用日時を利用者に提示して協議します。

### (5) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただくことがあります。

- ①利用者が中途退所を希望した場合
  - ②健康チェックの結果、安静であることが求められる場合、もしくは通院、加療が必要であると認められた場合
  - ③利用中に体調が悪くなった場合
  - ④自己または他の利用者の生命または健康に影響を与える行為があった場合
- 上記の場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また必要に応じて速やかに主治医に連絡を取

る等必要な措置を講じます。

## 10. 当施設ご利用に際し留意いただきたい事項

面会	来訪者は、必ず来訪者名簿に記入して下さい。
医療機関への受診	より専門科（医療機関）への受診・通院が必要と判断された場合は、受診が継続的になる場合や遠方への受診などは、ご家族により対応していただくこととなります。
居室・設備・器具等の使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って下さい。これに反したご利用により破損させたり、故意に又は暴力等により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・禁酒	喫煙は、必ず決められた場所でお願します。飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑をかけない程度をお願いします。
宗教・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動、政治活動、及び営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育に関してはご遠慮して下さい。

## 11. 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡します。

### 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 12. 協力医療機関

医療機関の名称	東医院 (囑託医)	松阪厚生病院	すずき歯科 クリニック	中田整形外科
医院長名	東 隆太郎	斎藤 純一	鈴木 俊行	中田 和光
所在地	多気郡多気町相可1044	松阪市久保町1972-2	松阪市駅部田町1888-37	松阪市小黒田町北田490-3
電話番号	0598-38-2009	0598-29-1311	0598-25-3111	0598-23-8801
診療科	内科・外科・婦人科	精神科・内科	歯科	整形外科
入院設備	無	有	無	無

## 13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「風の丘消防計画」により、対応します。
平常時の訓練	別途定める「風の丘消防計画」により、年5回昼間及び夜間を想定した避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機      あり      ・スプリンクラー設備      あり</li> <li>・誘導灯                      あり      ・非常通報装置              あり</li> <li>・ガス漏報知機              あり</li> <li>・非常用電源                  あり</li> </ul> <p>*カーテン・布団等は、防災性のあるものを使用しております。</p>
消防計画等	<p>消防署への届出日：平成30年4月2日</p> <p>防火責任者： 高木 辰弥</p>

平成 年 月 日

短期入所サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者又は法定代理人又は利用者及び身元引受人と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

事業者

(所在地) 三重県多気郡多気町相可字風子1863番地1

(名称) 風の丘短期入所事業所 (印)

(説明者) 氏名 (印)

私は契約書及び本書面により、これから入所する短期入所サービスの重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所) 〒 -

(氏名) (印)

身元引受人

(住所) 〒 - 電話 - -

(氏名) (印)

(代理者または立合人等)

(住所) 〒 - 電話 - -

(氏名) (印)